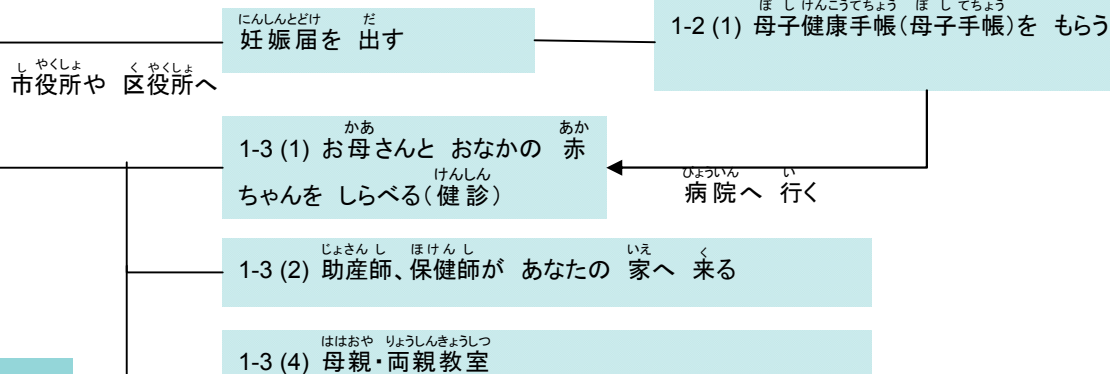


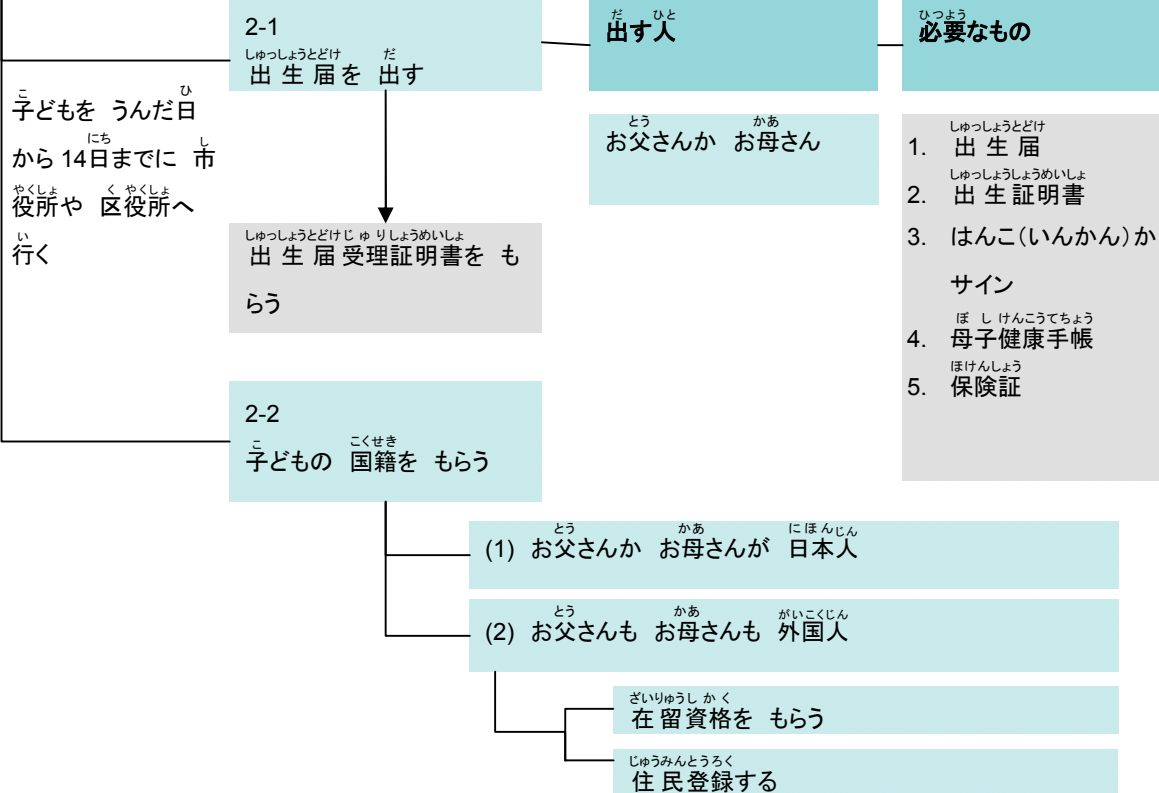


こ
子どもがで
きる

こ
子どもができて うむまで



こ
子どもが う
まれる





こ
子どもを そだてる

もらうことが できる お金

3-2 出産育児一時金＜子どもを うむとき もらう お金＞

けんこうほけん こくみんけんこうほけん ひと
健康保険か 国民健康保険に はいっている人

3-3 出産手当金＜子どもを うむために 会社を 休んだ
とき もらう お金＞

けんこうほけん ひと
健康保険に はいっている人

3-4 児童手当＜子どもを そだてるために もらう お金＞

3-5 そのほか

こ けんこう
子どもの 健康

4-1 乳幼児健康診査＜子どもが 元気か しらべる＞

4-2 予防接種＜ちゅうしゃ＞

4-3 子どもが 病気になったときの お金

ほいくしょ
保育所

5-1 認可保育所(認可保育園)

認可外保育所(認可外保育園)

しやくしょ くやくしょ
市役所や 区役所へ
いく

ひつよう
必要なもの

- ざいりゅう とくべつえいじゅうしやしょうめいしょ
1. 在留カード、特別永住者証明書
- げんせんちようしゅう かくていしんこく ひか
2. 源泉徴収・確定申告の控え(コピー)
- ぼ し けんこうでちょう
3. 母子健康手帳 (めんせつするとき)

こ
子どもを あずけたいとき

ひる こ ひと
昼に 子どもを みる人が いなるとき

がくどうほいく
5-2 学童保育

すこ あいだ こ
少しの間 子どもを あずけたいとき

いちじほいく
5-3 (1) 一時保育

5-3 (2) ファミリー・サポート・センター



こ
子どもが できたときに しなければいけないことや、 こ ひと
子どもを そだてている人のための サービスを 説明し
ます。

こ 1 子どもが できたとき すること

こ
子どもを うんで そだてるための じゅんび せつめい
準備を 説明します。 にほん こ
日本には 子どもを そだてるための いろいろな
サービスが あります。

こ 1-1 子どもが できたとき

こ かあ し やくしょ く やくしょ い にんしんとどけ
子どもが できたら、お母さんが すんでいるところの 市役所や 区役所へ 行って ください。「妊娠 届く
こ し かみ だ こ ひとり ひとつ ぼ し けんこうてちょう
子どもが できたことを 知らせる紙」を出して ください。それから 子ども 1人に 1つ「母子健康手帳
ぼ してちょう ぼ し けんこうてちょう かあ からだ こ さい
(母子手帳)」を もらいます。母子健康手帳には お母さんの 体 のことや 子どもが 6才になるまでのこと、
よぼうせつしゅ か びょういん けんしん やす けん よぼうせつしゅ けん
予防接種のことなどを 書きます。病 院 の 健 診が 安くなる 券や 予防接種の 券も いっしょに もら
かね
います。お金は いりません。



こ 1 子どもが できたとき すること

ぼ し けんこう てちょう ぼ し てちょう 1-2 母子健康手帳(母子手帳)

ぼ し けんこう てちょう ぼ し てちょう (1) 母子健康手帳(母子手帳)を もらう

こ ひと ひと し やくしょ く やくしょ しゅっしょうとどけずみ
子ども 1人に 1つ もらいます。市役所や 区役所で もらうことが できます。1 ページに「出生届済
しょうめい
証明」が あります。これは こ
子どもが うまれたことを しょうめいするものですから、とても たいせつです。

ぼ し けんこう てちょう つぎ か
母子健康手帳には 次のようなことを 書きます。

かあ ●お母さんのこと

- なに た えいよう
・何を 食べればいいのか(栄養)
- けんしん たいじゅう けつあつ こ おお
・健診(体重、血圧、子どもの大きさ など)
- こ ひ じかん たいじゅう びょういん
・子どもを うんだ日と 時間、 体重、 病院のなまえ
- こ あと かあ からだ
・子どもを うんだ後の お母さんの 体のこと
- ははおやがつきゅう りょうしんがつきゅう い
・母親学級、両親学級へ 行ったかどうか

こ ●子どものこと

- けんしん げんき
・健診<元気かどうか しらべる>
- たいじゅう
・体重の グラフ
- しんちよう
・身長の グラフ
- よぼうせつしゅ
・予防接種
- びょうき
・病気

がいこくじん ぼ し けんこう てちょう (2)外国人のための 母子健康手帳

いろいろな ことばの ぼ し けんこう てちょう えいご ちゅうごくご ご ご
いろいろな ことばの 母子健康手帳が あります。英語、中国語、ハングル、ポルトガル語、スペイン語、タイ
ご ご し やくしょ く やくしょ にんしんとどけ
語、インドネシア語、タガログ語などです。市役所や 区役所で もらうことが できるかもしれません。妊娠届を



だ しやくしょ くやくしょ
出すときに 市役所や 区役所で きいて ください。

だんたい 団体	じゅうしょ 住所	でんわばんごう 電話番号・URL	ことば
かぶ ぼしほけんじぎょうだん (株)母子保健事業団	とうきょうと 東京都 ぶんきょうくゆしま 文京区湯島1-6-8	でんわ 電話:03-4334-1188 URL: http://www.mcfh.co.jp/	えいご ご ご 英語、ポルトガル語、タガログ語、 ちゅうごくご ご 中国語、ハングル、タイ語、インドネシ ご ご にほんご か ア語、スペイン語 (日本語も 書いて あります)

(3) そのほか

にほんご えいご ちゅうごくご ご ご ご ご にんしん いくじ
日本語、英語、中国語、ハングル、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語で「妊娠から育児まで～
にほん あんしん しゅっさん ほん
日本で安心して出 産するために」の 本が あります。DVD も あります。

アムダこくさいりょうじょうほう
くわしいことは AMDA国際医療情報センターに きいて ください。

きくところ	じゅうしょ 住所	でんわばんごう 電話番号・URL
とくてい ひ えい り かつどうほうじん 特定非営利活動法人 こくさい い りょうじょうほう AMDA国際医療情報センター とうきょう 東京	〒160-0021 とうきょうと しんじゅくく かぶ き ちやうゆうびんきょく 東京都新宿区歌舞伎町郵便局 どめ 留	でんわ 電話:03-5285-8088 URL: http://amda-imic.com/



1 ^こ子どもが できたとき すること

1-3 ^{かあ}お母さん^{あか}とおなかの ^{けんしん}赤ちゃんを しらべる(健診)

(1) ^{かあ}お母さん^{あか}とおなかの ^{けんしん}赤ちゃんを しらべる(健診)

^こ子どもが できたら ^{まいつき}毎月 ^{びょういん}病院へ 行って ください。^{びょういん}病院で ^{けんしん}健診をします。^{けんしん}健診で ^{かあ}お母さんと ^{あか}おなかの ^{けんしん}赤ちゃんが ^{げんき}元気か ^{しらべ}しらべます。^{ぼしてちょう}母子手帳に ^{かい}14回の ^{けんしん}健診が ^{やす}安くなる ^{けん}券が ついています。
^{ぼしてちょう}母子手帳を ^{びょういん}もって ^い病院へ 行って ください。

(2) ^{じょさんし}助産師^{ほけんし}、保健師が ^{いえ}あなたの ^く家へ 来る

^{じょさんし}助産師や ^{ほけんし}保健師が ^{いえ}家へ ^き来て、^こ子どもを ^{ひつよう}うむために ^{せつめい}必要なことを ^{かね}説明します。^{かね}お金は いりません。
^{いしゃ}医者が ^{じょさんし}助産師や ^{ほけんし}保健師に ^{しやくしょ}たのむこともあります。^{くやくしょ}くわしいことは ^{しやくしょ}市役所や ^{くやくしょ}区役所に ^{きいて}きいて ください。

(3) ^{かね}お金^{ひと}がない人のための ^{びょういん}病院

^{かね}お金が ^{ひと}ない人のための ^{びょういん}病院が あります。^{じょさんしせつ}助産施設と いいます。^{やす}安い ^{かね}お金で ^こ子どもを ^{うむ}うむため
に ^{にゆういん}入院 することが ^{じょさんしせつ}できます。^こ助産施設に ^{しやくしょ}はいるために、^{くやくしょ}子どもが ^{しやくしょ}できたら ^{くやくしょ}市役所や ^{くやくしょ}区役所に ^{もう}もう
^{しこま}しこまなければいけません。

(4) ^{ははおや}母親^{りょうしん}・両親教室

^{かあ}お母さんや ^{とう}お父さんに ^こ子どもを ^{うむ}うむときや ^{そだて}そだてるときのことを ^{かね}おしえます。^{かね}お金は いりません。



2 こ 子どもが うまれたとき すること

こ どもがうまれたとき い し じよさんし しゅっしょうしやうめいしよ か しゅっしょうしやうめいしよ ぼ し てちょう
子どもがうまれたとき 医師や 助産師が「出生証明書」を書きます。出生証明書と 母子手帳を
し やくしよ く やくしよ い こ じゅうみんとろうく がいこくじん こ ざいりゅうしかく
もって 市役所や 区役所へ 行って ください。子どもの 住民登録をします。外国人の 子どもは在留資格
ざいりゅうしかく
を もらって ください。(B 在留資格2-8を みて ください)

しゅっしょうとどけ 2-1 出生届

にほん こ がいこくじん う ひ にち し やくしよ く やくしよ しゅっしょうとどけ
日本で 子どもが うまれたら 外国人も 生まれた日から 14日までに 市役所や 区役所に 出生届を
だ こ な
出さなければいけません。それまでに 子どもの 名まえを きめて ください。
しゅっしょうとどけ だ し やくしよ く やくしよ しゅっしょうとどけじゅうりしやうめいしよ しゅっしょうとどけ だ か
出生届を出したとき 市役所や 区役所で 出生届受理証明書<「出生届を出した」と書いて
あります>を もらって ください。

ひつよう 必要なもの	だ 出すところ	いつ	だ ひと 出す人
しゅっしょうとどけ し やくしよ く やくしよ びやういん 1 出生届 (市役所や 区役所、病院で もらうことが できます) しゅっしょうしやうめいしよ こ しゅっしょうとどけしよ いしや 2 出生証明書 (子どもが うまれたときに 出生届書に 医者か 助産師が サインしたもの) 3 はんこ(いんかん)か サイン ぼ し けんこう てちょう 4 母子健康手帳 ほ けんしやう 5 保険証	こ 子どもが うまれたと ころか し やくしよ く 市役所、区 やくしよ 役所	ひ うまれた日 から 14 にち 日まで	とう お父さんか かあ お母さん

にほん こ う じぶん くに たいしかん りやうじかん し
日本で 子どもが 生まれたら、自分の 国の 大使館か 領事館にも 知らせて ください。



みほん

出生届		受理 平成 年 月 日	受送 平成 年 月 日
第 号		第 号	
送付 平成 年 月 日		第 号	
第 号		第 号	
青居調査		戸籍記載	
記載調査		調査票	
附 票		住民票	
通知		通知	
平成 年 月 日届出		長 殿	
(1) 子の氏名	(よみかた) 氏 名	父 母 と の 続 き 明	☐ 続 出 子 (☐ 男) ☐ 続 出 で な い 子 (☐ 女)
(2) 生まれたとき	平成 年 月 日	☐ 午前 ☐ 午後	時 分
(3) 生まれたところ	香 地 番 号		
(4) 住 所	香 地 番 号		
(5) 父 母 の 氏 名	父 母		
(6) 本 籍	香 地 番 号		
(7) 同居を始めたとき	☐ 昭和 年 月 日 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)		
(8) 子が生まれたときの世帯のおもな仕事と	☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐ 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常勤労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 4. 3にあてはまらない常勤労働者世帯及び会社団体の役員の家計(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯		
(9) 父 母 の 職 業	父の職業 母の職業		
その他			
届 出 人	☐ 1. 父 ☐ 2. 法定代理人 () ☐ 3. 同居者 ☐ 4. 医師 ☐ 5. 助産師 ☐ 6. その他の立会者 ☐ 7. 公設所の長		
住所	香 地 番 号		
本 籍	(4) 欄 に 同 じ 香 地 番 号		
署 名	(6) 欄 に 同 じ 香 地 番 号 筆 頭 者 の 氏 名 (6) 欄 に 同 じ		
印	昭和 年 月 日 生		
事件簿番号			
連絡先	電話 延滞連絡が取れるところ 自宅・勤務先・携帯		

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

子が生まれた日からかぞえて14日以内に出してください。

届書は、1通でさしつかえありません。

子の名は、常用漢字、人名用漢字、かな、ひらがなで書いてください。

(1)欄のよみかたは、戸籍には記載されません。住民票の処理上必要ですから書いてください。

☐には、あてはまるものに図のようにしるしをつけてください。

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく指定統計第5号、厚生労働省所管)にも用いられます。

子の父または母が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合は、新しい戸籍がつくられますので、この欄に希望する本籍を書いてください。

届出人は、原則として子の父または母です。届出人が署名押印したあとと届書を持参する方は親族、その他の方でもかまいません。

○母子健康手帳と届出人の印をご持参ください。

字は略さず丁寧に書いてください。





みほん

出生証明書

記入の注意

(10)	子の氏名	男女の別		1男 2女
	生まれたとき	平成 年 月 日	午前 午後	時 分
	出生したところの種別	1 病院 4 自宅	2 診療所 5 その他	3 助産所
	出生したところ及びその種別	出生したところ	番地 番 号	
		(出生したところの種別1~3) 施設の名称		
(11)	体重及び身長	体重 グラム	身長 センチメートル	
(12)	単胎・多胎の別	1 単胎	2 多胎 (子中第 子)	
(13)	母の氏名	妊娠週数	満 週	日
(14)	この母の出産した子の数	出生子 (この出生子及び出生後死亡した子を含む) 死産児 (妊娠満22週以後)		人 胎
(15)	1 医師 2 助産師 3 その他	上記のとおり証明する。 平成 年 月 日 (住所) 番地 番 号 (氏名) 印		

夜の12時は「午前0時」、
昼の12時は「午後0時」と
書いてください。

体重及び身長は、立会者が医師又は助産師以外の者で、わからなければ書かなくてもかまいません。

この母の出産した子の数は、当該母又は家人などから聞いて書いてください。

この出生証明書の作成者の順序は、この出生の立会者が例えば医師・助産師ともに立ち会った場合には医師が書くように1、2、3の順序に従って書いてください。



こ 2 子どもが うまれたとき すること

こ こくせき 2-2 子どもの 国籍

こ こくせき ひつよう たいしかん しやくしょ くやくしょ ちか
子どもの 国籍のために てつづきが 必要です。わからないことは 大使館や 市役所、区役所、近くの
ほうむきょく
法務局で きいて ください。

(1) とう かあ にほんじん お父さんか お母さんの どちらかが 日本人のとき

こ にほん こくせき とう にほんじん かあ けっこん
子どもは 日本の 国籍を もらうことが できます。お父さんが 日本人だけど お母さんと 結婚していないと
き は お父さんが 「認知」しなければいけません。「認知」は 子どもの お父さんだと みとめることです。もし
とう にんち こ にほん こくせき たいしかん
お父さんが 認知しなければ、子どもは 日本の 国籍を もらうことが できません。くわしいことは 大使館か
りょうじかん
領事館に きいて ください。

(2) とう かあ がいこくじん お父さんも お母さんも 外国人のとき

こ にほん にほん こくせき こくせき とう かあ
子どもは 日本で うまれても 日本の 国籍を もらうことが できません。国籍の てつづきは お父さん、お母
く に たいし かん りょうじ かん
さんの 国で ちがいます。大使館か 領事館に きいて ください。

とう かあ こく お父さん、お母さんの 国 せき 籍	こ こくせき 子どもの 国籍	すること
とう かあ お父さんか お母さんの にほんじん どちらかが 日本人 けっこん (結婚している)	にほん こくせき 日本の 国籍	しゅっしょうとどけ しやくしょ くやくしょ だ 1 出生 届を すんでいるところの 市役所や 区役所に 出す。 こくせき たいしかん りょうじかん 2 外国の 国籍のことは 大使館か 領事館に きいて ください。
とう かあ お父さんも お母さんも がいこくじん 外国人	がいこく こくせき 外国の 国籍	しゅっしょうとどけ しやくしょ くやくしょ だ 1 出生 届を すんでいるところの 市役所や 区役所に 出す。 とう かあ く に たいし かん りょうじ かん 2 お父さん、お母さんの 国の 大使館か 領事館に きいて くださ い。



こ 2 子どもが うまれたとき すること

にんち どう じぶん こ 2-3 認知＜お父さんが 自分の 子どもだと みとめること＞

にんち どう かあ けっこん どう じぶん こ
認知とは お父さんと お母さんが 結 婚していないとき、お父さんが「自分の 子どもです」と みとめること
にんち しやくしょ くやくしょ にんちとどけ だ しやくしょ くやくしょ
です。認知するとき 市役所や 区役所に「認知届」を 出して ください。くわしいことは 市役所や 区役所に
きいて ください。



2 こ 子どもが うまれたとき すること

こくせき 2-4 国籍を きめる

にほん こくせき ひとり あか じぶん こくせき
日本では 国籍は 1 人に 1 つだけです。でも、赤ちゃんは 自分で 国籍を きめることが できません。です
さい こくせき き こくせきりゅうほ こくせきりゅうほ
から 21才までは 国籍を 1つに 決めなくてもいいです。これを「国籍留保」と いいます。「国籍留保」した
し やくしょ く やくしょ しゅっしょうとどけ こくせきりゅうほとどけ だ
いときは、市役所や 区役所に 出生届と いっしょに「国籍留保届」を 出して ください。



こ かね 3 子どもを うむときの お金

こ 子どもを うむとき ほけん 保険を つかうことが できません。ですから、こ 子どもを うむために びょういん 病院へ いくと たくさん お金 かね が いらいます。

こ びょういん かね 3-1 子どもを うむときの 病院の お金

こ 子どもを うむことは びょうき 病気では ありません。ですので、ふつうは ほけん 保険を つかうことが できません。
こ 子どもを うむために にゅういん 入院すると まんえん 50万円くらい いらいます。けんこうほけん 健康保険に ひと ひと いては てつづきを
しゅっさんいくじいちじきん すると「出産育児一時金」を もらうことが できます。「しゅっさんいくじいちじきん 出産育児一時金」は あなたではなく びょういん 病院が ち
よくせつ うけとります。ですから けんこうほけん 健康保険に ひと ひと いては こ 子どもを うむために たくさん お金 かね を
ようい 用意しなくてもいいです。



こ 3 子どもを うむときの お金 かね

しゅっさんいくじいちじきん こ かね 3-2 出 産 育 児 一 時 金 <子どもを うむとき もらう お 金 >

けんこうほけん ひと こ しゅっさんいくじいちじきん まんえん
健康保険に はいっている人は 子どもを うむとき 「出 産 育 児 一 時 金」を もらうことが できます。42万 円
もらうことが できます。こくみんけんこうほけん ひと し やくしょ く やくしょ ほけんかかり
国民健康保険に はいっている人は 市役所や 区役所の保険 係 に きいて くださ
い。かいしゃ けんこうほけん ひと かいしゃ いりょう
い。会社の 健康保険に はいっている人は 会社に きいて ください。(F [医療4-2](#)を みて ください)



3 こ子どもを うむときの お金かね

3-3 しゅっさんてあてきん こ かいしゃ やす かね 出産手当金＜子どもを うむために 会社を 休んだとき もらう お金＞

こ 子どもを うむために かいしゃ やす 会社を 休んでいるとき、こ 子どもを うんだ日の ひ にちまえ にちご しゅっさん 出産 42日前から 56日後まで「出 産 てあてきん 手当金」を もらうことが できます。もらうことが できる お金かね は きゅうりょう ぶん 給料の 3分の2くらいです。



3 こ どもを うむときの お金 かね

3-4 じどうてあて こ かね 児童手当 <子どもを そだてるために もらう お金>

こ じどうてあて じどうてあて こ かね
子どもが うまれたら、児童手当を もらうことが できます。児童手当は 子どもを そだてるための お金です。

([いろいろな福祉1-1](#)を ^{ふくし}みて ください)



3 こ子どもを うむときの お金

3-5 そのほか

こ子どもが うまれたときに お金 や プレゼントなどを もらうことが できることがあります。お金 がない人は
こなミルクを もらうことが できるときもあります。くわしいことは しやくしょ くやくしょ 市役所や 区役所に きいて ください。

●こ子どもを うむとき もらうことが できるもの

なまえ 名前	もらうことが できるもの	もらうことが できる人	きくところ
しゅっさんいくじ 出産育児 いちじきん 一時金	まんえん 42万円	けんこうほけん 健康保険に はいっている人	こくみんけんこうほけん 国民健康保険の人： しやくしょ くやくしょ 市役所や 区役所 かいしゃ ほけん 会社の 保険の人： 会社
しゅっさん て あてきん 出産手当金	きゅうりょう ぶん 給料の 3分の2くらい	こ 子どもを うむために かいしゃ やす 会社を 休んで、きゅうりょう 給料 を もらうことが できない人	かいしゃ 会社
た その他	かね お金やプレゼント など	—	すんでいるところの やくしょ 役所



こ 子どもの けんしん 健診と よぼうせつしゅ 予防接種

こ 子どものための けんしん 健診<げんき 元気か しらべる>や よぼうせつしゅ 予防接種<ちゅうしゃ>が あります。 お金 が いらぬこと
しやくしょ 市役所や くやくしょ 区役所から てがみ 手紙が くるので、かならず よんで ください。

にゅうようじけんしん こ げんき 4-1 乳幼児健診<子どもが 元気か しらべる>

こ 子どもの しんちよう 身長や たいじゅう 体重を はかります。それから いしゃ 医者や ほけんし 保健師が こ 子どもの からだ 体の うごきや ことば 言葉など
を しらべます。子どもについて わからぬことは きくことも できます。けんしん 健診のために びょういん 病院か ほけん 保健センタ
ーへ いきます。くわしいことは しやくしょ 市役所や くやくしょ 区役所に きいて ください。

よぼうせつしゅ 4-2 予防接種<ちゅうしゃ>

よぼうせつしゅ 予防接種は 「はしか」や けっかく 結核などの びょうき 病気にならないための ちゅうしゃです。ほうりつで きまっている
よぼうせつしゅ 予防接種は お金 が いりません。お金が いらぬ 予防接種は よぼうせつしゅ 母子手帳に ぼしてちょう 書いてあります。わからぬ
いしゃ 市役所や しやくしょ 市役所や くやくしょ 区役所に きいて ください。

こ びょうき かね 4-3 子どもが 病気になったときの お金

けんこうほけん 健康保険に はいっている人の こ 子どもは しょうがっこう 小学校に はいるまで びょういん 病院の お金の 20%を はらえばいい
す 住んでいるところで もっと やすい 安いこともあります。くわしいことは しやくしょ 市役所や くやくしょ 区役所に きいて ください。



こ 5 子どもを そだてる

こ
子どもを あずけることが できるところが あります。

にんか ほいくしょ にんか ほいくえん 5-1 認可保育所(認可保育園)

(1) 子どもを ほいくしょ に あずける

とう かあ しごと びょうき さい しょうがっこう こ ほいくしょ
お父さんや お母さんが 仕事や 病気のと看、0才から 小学校に はいるまでの 子どもを 保育所に あず
けることが できます。

ほいくしょ こうりつ し まち ほいくしょ しりつ こじん かいしゃ しりつ ほいくしょ
保育所には 公立<市や 町>の 保育所と 私立<個人や 会社>の が あります。私立の 保育所には
にんか にんかがい にんか にわ おお
「認可」と「認可外」が あります。「認可」は たてものや 庭の 大ききの ルールを まもっています。

こ ほいくしょ
子どもを 保育所に あずけるためには もうしこまなければいけません。

こうりつ にんか ほいくしょ かね とう かあ きゅうりょう にんかがい
公立や「認可」の 保育所の お金は お父さんや お母さんの 給料で ちがいます。「認可外」の
ほいくしょ かね ほいくしょ かね きゅうりょう おな かね
保育所の お金は 保育所が きめた お金です。給料に かんけいなく みんな 同じ お金です。

こ じかん にち じかん ごぜん じ ごご じ あいだ よる じ
子どもを あずけることが できる 時間は 1日 8時間(午前7時から 午後6時までの 間)です。夜の 8時
まで あずけることが できる ほいくしょ えんちようほいく
保育所も あります。延長保育と いいます。

こうりつ にんか ほいくしょ ほいくえん 「公立」と「認可」の 保育所(保育園)に もうしこ むとき 必要なもの	じゅうみんひょう かぞく ・ 住民票(家族みんなのもの) げんせんちようしゅう かくていしんこく ひか ・ 「源泉徴収・確定申告の控え」のコピー めんせつ ぼ しけんこうてちょう い ・ 面接のとき 母子健康手帳を もって 行って く ださい。
---	---



こ 5 子どもを そだてる

(2) こ ほいくしょ 子どもを 保育所に あずけるために すること

こ にんか ほいくしょ ひと しやくしょ くやくしょ
子どもを 認可の 保育所に あずけたい人は 市役所や 区役所で もうしこんで ください。

ほいくしょ 保育所の もうしこみ	しやくしょ くやくしょ い ほいくしょ がつ 市役所や 区役所へ 行って ください。保育所の もうしこみは いつでも できます。でも、4月 から ほいくしょ こ ひと ひ 保育所に 子どもを あずけたい人は しめきりの日 が きまっていることがあります。気を つけて ください。くわしいことは 市役所や 区役所で きいて ください。		
	ひつよう 必要なもの	だ 出すところ	いつ
	1 もうしこみ書 2 家族のことを 書いたもの 3 「なぜ 家で 子どもを そだてることが でき ないか」 書いたもの 4 給 料 を 書いたもの(源泉徴収票など)	しやくしょ くやくしょ 市役所、区役所	いつでも できます。 がつ こ 4月から 子どもを あずけた ひと にち い人は しめきりの 日 が き まっていることが あります。
↓			
えらぶ	しやくしょ くやくしょ こ ほいくしょ ひと いえ 市役所や 区役所が 子どもを 保育所に あずけることが できる人を えらびます。家で こ ひと じゅんばん 子どもを そだてることが むずかしい人から 順番に えらびます。		
↓			
れんらく	しやくしょ くやくしょ こ ほいくしょ き 市役所や 区役所から 子どもを 保育所に あずけることが できるかどうか れんらくが 来 ます。		
↓			
めんせつ	ほいくしょ ほいくしょ い ほいくしょ ひと こ 保育所のことを きくために 保育所へ 行きます(めんせつ)。保育所の人 が 子どもを ほいくしょ ひつよう せつめい 保育所に あずけるときに 必要なものを 説明します。		
↓			
こ ほいくしょ 子どもを 保育所に あ ずける			



(3) にんかがいほいくしよ にんかがいほいくえん
認可外保育所(認可外保育園)

にんかがい ほいくしよ にわ おお ほいくし ほいくしよ せんせい にんずう あ
認可外の 保育所は たてものや 庭の 大きさ、保育士＜保育所の 先生＞の 人数などの ルールに 合
ちい ほいくしよ おお
っていません。小さい 保育所が 多いです。



こ 5 子どもを そだてる

がくどうほいく

5-2 学童保育

がくどうほいく さい こ しょうがっこう ゆうがた
学童保育は 10才くらいまでの 子どもを あずかるところです。小 学校が おわってから タ 方まで あずかり
ます。学童保育は 小 学校の きょうしつや じどうかんに あります。子どもを 学童保育に あずけるために
もうしこみが ひつよう しやくしょ くやくしょ
もうしこみが が必要です。くわしいことは 市役所や 区役所に きいて ください。



こ 5 子どもをそだてる

5-3 そのほか

(1) いちじほいく 一時保育

いちじほいく こ ひ しゅう にち みつ か かん
一時保育は 子どもを あずけたい日だけ たのむことが できます。週に 1日から 3日間だけ はたらいて
ひと びょうき しゅっさん にゅういん ひと いちじほいく かね
いる人や、病 気や 出 産で 入 院する人などが たのむことが できます。一時保育の お金は すんでい
るところで ちがいます。

(2) ファミリー・サポート・センター

あなたの こ 子どもを いえ ひと こ
あなたの子を 家で あずかる人が います。子どもを あずけたいときだけ たのむことが できます。お
かね じかん えん えん まえ ひつよう し
金は 1時間 500円から 1000円までくらいです。たのむ前に もうしこみが 必要です。くわしいことは 市
やくしょ く やくしょ
役所や 区役所に きいて ください。